

課 消 2 - 9
課 個 2 - 7
課 法 5 - 9
課 審 8 - 10
徴 管 2 - 17
査 調 2 - 8
平成 31 年 4 月 1 日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

消費税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）

消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）等を下記のとおり改正したから、これによらるたい。

（理由）

消費税法関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。

記

1 消費税法基本通達について、別紙 1 「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

なお、次に掲げる項目に係る改正通達の適用時期については、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 輸出品販売場制度の改正に係る改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の 8 - 1 - 7 の 4、8 - 2 - 1 の 4、8 - 2 - 2 の 3 の取扱いは、平成 31 年 7 月 1 日から適用する。

なお、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 99 号）（以下「改正令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に係る承認又は却下については、改正後の 8 - 2 - 1 の 4 を適用する。

(2) 仕入税額控除制度の改正に係る改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の 11 - 2 - 22 の取扱いは、平成 31 年 10 月 1 日から適用する。

- 2 平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達) について、別紙 2 「『消費税関係申告書等の様式の制定について』(法令解釈通達) 新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。
なお、改正後の様式は、平成 31 年 7 月 1 日以後これによる。
ただし、改正令附則第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出する申請書及び届出書については、改正後の第 20-(6)号様式「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」及び第 20-(7)号様式「臨時販売場設置届出書」によることとする。

- 3 平成 31 年 3 月 19 日付課消 2 - 5 ほか 5 課共同「市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達) について、別紙 3 「『市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に関する取扱通達の制定について』(法令解釈通達) 新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(船荷証券等)</p> <p>6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、<u>倉荷証券、複合運送証券</u>又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>又は児童自立支援施設を営む事業</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ <u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業</u></p> <p>ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営む事業</p> <p>ト 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、</p>	<p>(船荷証券等)</p> <p>6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、<u>貨物引換証、倉庫証券</u>又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>又は児童自立支援施設を営む事業</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営む事業</p> <p>ト 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>チ</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p><u>リ</u> 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ヌ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ル</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p><u>ヲ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p><u>ヅ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p> <p><u>カ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>コ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～カ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>	<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>ト</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p><u>チ</u> 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>リ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ヌ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p><u>ル</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p><u>ヲ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p><u>ヅ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>カ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～ヅ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>㌸ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、裸<u>傭船</u>契約に基づく<u>傭船</u>のほか定期<u>傭船</u>契約に基づく<u>傭船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸<u>傭船</u>）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売</p>	<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>㌸ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、裸<u>用船</u>契約に基づく<u>用船</u>のほか定期<u>用船</u>契約に基づく<u>用船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸<u>用船</u>）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売</p>

改正後	改正前
<p>場をいう。以下<u>8-2-1の4</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者にとって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(臨時販売場を設置する事業者に係る承認)</u></p> <p><u>8-2-1の4 臨時販売場</u>(法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)を設置しようとする事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) <u>臨時販売場における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として以下の要件を満たす者であること。</u></p> <p>イ <u>臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>ロ <u>手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の4第3項《臨時販売場</u></p>	<p>場をいう。以下<u>8-2-1の2</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-2</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者にとって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(事前承認港湾施設の承認)</u></p> <p><u>8-2-1の4 事前承認港湾施設</u>(法第8条第9項《事前承認港湾施設の定義》に規定する事前承認港湾施設をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)に与えるものとする。</p> <p>(1) <u>港湾施設(港湾法第2条第5項《定義》に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。)をいう。以下<u>8-2-1の4</u>において同じ。)に臨時販売場(法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)を設置する見込みがあること。</u></p> <p>(2) <u>承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不相当と認められる場所でないこと。</u></p> <p>(注) <u>事前承認港湾施設に係る承認は、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置しようとする事業者の経営する他の輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場については、一般型輸出物品販</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</u></p> <p><u>(注) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)の要件を満たす必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり(特定商業施設が令第18条の2第5項に規定する地区等である場合は、同条第4項第1項及び第2号に規定する組合員が経営する販売場に限る。)、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の3 令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなった場合、設置する臨時販売場の場所が不適当と認められる場合及び臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、臨時販売場を設置する事業者とし</u></p>	<p><u>売場として同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定が適用されることから、当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の3 令第18条の4第3項《事前承認港湾施設の承認の取消し》の規定により事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場を設置する事前承認港湾施設が十分なものでなくなった場合、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合を</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>て物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は<u>複合運送証券</u>（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う<u>倉荷証券</u>の譲渡は、当該<u>倉荷証券</u>に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第10項ただし書《<u>災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合</u>》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>	<p><u>いう。</u></p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は<u>貨物引換証</u>（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う<u>倉庫証券</u>の譲渡は、当該<u>倉庫証券</u>に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>

「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>4 免税関係</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) <u>臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書</u> <u>法第 8 条第 9 項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認》に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認は、第 20-(6)号様式の「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」により申請する。</u></p> <p>(11) <u>臨時販売場設置届出書</u> <u>法第 8 条第 8 項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場を設置する場合の届出書は、第 20-(7)号様式の「臨時販売場設置届出書」により提出する。</u></p> <p>(12) <u>臨時販売場変更届出書</u> <u>令第 18 条の 4 第 5 項《臨時販売場の変更の届出》に規定する臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出書は、第 20-(8)号様式の「臨時販売場変更届出書」により提出する。</u></p> <p>(13)～(14) (省略)</p> <p>(15) <u>臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書</u> <u>令第 18 条の 4 第 6 項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の不適用》に規定する臨時販売場の設置をやめようとする場合の届出書は、第 21-(3)号様式の「臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書」により提出する。</u></p>	<p>4 免税関係</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) <u>事前承認港湾施設承認申請書</u> <u>法第 8 条第 9 項《事前承認港湾施設の定義》に規定する事前承認港湾施設の承認は、第 20-(6)号様式の「事前承認港湾施設承認申請書」により申請する。</u></p> <p>(11) <u>事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書</u> <u>法第 8 条第 8 項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》に規定する事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置する場合の届出書は、第 20-(7)号様式の「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」により提出する。</u></p> <p>(12) <u>事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書</u> <u>令第 18 条の 4 第 5 項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場の変更の届出》に規定する事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出書は、第 20-(8)号様式の「事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書」により提出する。</u></p> <p>(13)～(14) (同左)</p> <p>(15) <u>事前承認港湾施設不適用届出書</u> <u>令第 18 条の 4 第 7 項《事前承認港湾施設の承認の不適用》に規定する事前承認港湾施設につき法第 8 条第 8 項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出書は、第 21-(3)号様式の「事前承認港湾施設不適用届出書」により提出する。</u></p>

改正後

改正前

(廃止)

第20-(6)号様式

事前承認港湾施設承認申請書

取受印

平成 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -)	印
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	(電話番号 - -)	
		法人番号		
_____ 税務署長殿				

下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する事前承認港湾施設の承認を受けたいので、申請します。

港湾施設の所在地	(〒 -)	所轄 税務 署名	税務署
港湾施設の名称			
港湾施設の 管理者の名称			
港湾施設の 存する港湾の名称			
輸出物品販売場の 許可を受けた年月日	(注)許可を受けた販売場が複数ある場合には直近の許可年月日を記載してください。 平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法第8条第9項に規定する事前承認港湾施設として承認します。

第 _____ 号
平成 年 月 日 _____ 税務署長 _____ 印

※ 税務 署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

第20-(6)号様式

臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書

収受印

平成 年 月 日 申請者 税務署長殿	(フリガナ)		
	納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
	法人番号		

下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けたいので、申請します。

許可を受けている販売場の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 及び 手続委託型輸出物品販売場
----------------	---

※以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出物品販売場について記載してください。

許可を受けている販売場の所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)
許可を受けている販売場の名称		所轄税務署署名 税務署
輸出品販売場の許可を受けた年月日	平成 年 月 日	

参考事項	
------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)

改正後

(廃止)

改正前

第20-(7)号様式

事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書

収受印

平成 年 月 日	(フリガナ)	(〒 -)
届 納 税 地	(フリガナ)	(電話番号 - -)
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
_____ 税務署長殿	法 人 番 号	

下記のとおり、事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第8項の規定により届出します。

設置しようとする臨時販売場の所在地	
臨時販売場を設置しようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
事前承認港湾施設の所在地	(〒 -)
事前承認港湾施設の名称	
事前承認港湾施設の承認を受けた年月日	平成 年 月 日
参 考 事 項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 臨時販売場の付近見取図 <input type="checkbox"/> 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類(港湾施設使用許可書の写しなど) <input type="checkbox"/> その他 ()
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

- 注意 1. この届出書は、事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

改 正 前

第20-(7)号様式

臨時販売場設置届出書

収受印

平成 年 月 日	届納税地	(フリガナ) (〒 -)
	出者	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名 印
_____ 税務署長殿	法人番号	_____
下記のとおり、臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第8項の規定により届出します。		
臨時販売場を設置しようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
免税販売手続の区分	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 手続委託型	
設置しようとする臨時販売場の所在地	(〒 -)	
設置しようとする臨時販売場の名称		
臨時販売場を設置する事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日	
特 定 時 商 販 業 施 場 設 置 区 内 を 設 置 す る 手 続 の 特 定 商 業 施 設 の 承 認 免 税 手 続 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 の 承 認 免 税 手 続 事 業 者 の 納 税 地	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物（上記3に該当するものを除く）	
	設置しようとする臨時販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。 設置しようとする臨時販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい
特 定 商 業 施 設 の 所 在 地		
特 定 商 業 施 設 の 名 称		
承 認 免 税 手 続 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称		
承 認 免 税 手 続 事 業 者 の 納 税 地		
参 考 事 項		
税 理 士 署 名 押 印	_____ 印 (電話番号 - -)	

整理番号	部門番号	番号確認	通信日付印	年 月 日	審認印
届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)

改正後

改正前

(廃止)

第20-(8)号様式

事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書

平成 年 月 日		届 納 税 地 (フリガナ) (〒 -) (電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿		法 人 番 号	
下記のとおり、既に提出した事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の4第5項の規定により届出します。			
事前承認港湾施設の所在地		(〒 -)	
事前承認港湾施設の名称			
事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書提出年月日		平成 年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 臨時販売場の設置場所の所在地 <input type="checkbox"/> 臨時販売場の設置期間 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	変 更 前		
	変 更 後		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)	

寄 附 金 領 収 簿	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日 年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

- 注意 1. この届出書は、提出した「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

第20-(8)号様式

臨時販売場変更届出書

(新設)

平成 年 月 日 届出者 税務署長殿	(フリガナ) (〒 -)
	納税地 (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名
	法人番号

下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の4第5項の規定により届出します。

変更に係る臨時販売場	臨時販売場所在地	
	臨時販売場名称	
	臨時販売場設置期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	臨時販売場設置届出書提出年月日	平成 年 月 日
変更の内容	変更年月日	平成 年 月 日
	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 臨時販売場を設置する期間 <input type="checkbox"/> 2 免税販売手続の区分、設置する臨時販売場の名称 <input type="checkbox"/> 3 その他 ()
	変更前	
	変更後	
参考事項		
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)	

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、提出した「臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(廃止)

第21-(3)号様式

事前承認港湾施設不適用届出書



平成 年 月 日	届納税地	(フリガナ)	
		(〒 -)	
	出者	(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
税務署長殿	法人番号		

下記のとおり、承認を受けた事前承認港湾施設について、消費税法第8条第8項の規定の適用を受けるをやめたいので、消費税法施行令第18条の4第7項の規定により届出します。

事前承認港湾施設の所在地	
事前承認港湾施設の名称	
承認年月日	平成 年 月 日
適用を受けることをやめようとする日	平成 年 月 日
参考事項	
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、承認を受けた事前承認港湾施設について、消費税法第8条第8項の規定の適用を受けるをやめようとするときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第21-(3)号様式

臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書

平成 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
		法人番号	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第6項の規定により届出します。			
臨時販売場を設置する 事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日		
適用を受けること をやめようとする日	平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

(新設)

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、消費税法第8条第8項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の
所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

「市中輸出品販売場における免税販売手続の電子化に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(様式)</p> <p>10 次に定める手続は、次に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 法第8条第9項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認》に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認申請 第6号様式の「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」</u></p> <p><u>(7) 法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場を設置する場合の届出 第7号様式の「臨時販売場設置届出書」</u></p> <p><u>(8) 令第18条の5第5項《臨時販売場の変更の届出》に規定する臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出 第8号様式の「臨時販売場変更届出書」</u></p> <p><u>(9) 令第18条の2第16項《輸出品販売場の廃止》に規定する輸出品販売場において法第8条第1項《輸出品販売場における輸出免税の特例》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出 第9号様式の「輸出品販売場廃止届出書」</u></p> <p><u>(10) 令第18条の4第9項《承認送信事業者の承認の不適用》に規定する承認送信事業者が同条第1項前段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定による購入記録情報の提供をやめようとする場合の届出 第10号様式の「承認送信事業者不適用届出書」</u></p> <p><u>(11) 令第18条の5第6項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の不適用》に規定する臨時販売場の設置をやめようとする場合の届出 第11号様式の「臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書」</u></p>	<p>(様式)</p> <p>10 次に定める手続は、次に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p><u>(6) 法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》に規定する事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置する場合の届出 第6号様式の「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」</u></p> <p><u>(7) 令第18条の5第5項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場の変更の届出》に規定する事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出 第7号様式の「事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書」</u></p> <p><u>(8) 令第18条の2第16項《輸出品販売場の廃止》に規定する輸出品販売場において法第8条第1項《輸出品販売場における輸出免税の特例》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出 第8号様式の「輸出品販売場廃止届出書」</u></p> <p><u>(9) 令第18条の4第9項《承認送信事業者の承認の不適用》に規定する承認送信事業者が同条第1項前段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定による購入記録情報の提供をやめようとする場合の届出 第9号様式の「承認送信事業者不適用届出書」</u></p> <p><u>(10) 令第18条の5第7項《事前承認港湾施設の承認の不適用》に規定する事前承認港湾施設につき法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出 第10号様式の「事前承認港湾施設不適用届出書」</u></p>

改 正 後

第1号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

平成 年 月 日		届 出 者		納 税 地		(フリガナ)		(〒 -)		(電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		法 人 番 号		印					
下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行いたいので、消費税法施行令第18条第6項の規定により届出します。											
輸出物品販売場の所在地		(〒 -)		(電話番号 - -)							
輸出物品販売場の名称											
許可等の区分		<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 臨時販売場を設置する事業者									
輸出物品販売場(臨時販売場を設置する事業者)の許可等を受けた年月日		平成 年 月 日		※届出日時点で許可等を受けていない場合は記載不要です。							
購入記録情報の提供を行う場合		電子証明書の発行の要否		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要							
提供方法		承認送信事業者の識別符号		_____							
参考事項		承認送信事業者の氏名又は名称									
税理士名印											

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 前

第1号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

平成 年 月 日		届 出 者		納 税 地		(フリガナ)		(〒 -)		(電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		法 人 番 号		印					
下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行いたいので、消費税法施行令第18条第6項の規定により届出します。											
輸出物品販売場(事前承認港湾施設)の所在地		(〒 -)		(電話番号 - -)							
輸出物品販売場(事前承認港湾施設)の名称											
許可等の区分		<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 事前承認港湾施設									
輸出物品販売場(事前承認港湾施設)の許可等を受けた年月日		平成 年 月 日		※届出日時点で許可等を受けていない場合は記載不要です。							
購入記録情報の提供を行う場合		電子証明書の発行の要否		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要							
提供方法		承認送信事業者の識別符号		_____							
参考事項		承認送信事業者の氏名又は名称									
税理士名印											

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

第2号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書

平成 年 月 日		(フリガナ) 届 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	
出 者		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
税務署長殿		法 人 番 号	
下記のとおり、既に提出した輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行規則第6条の2第3項の規定により届出します。			
輸出物品販売場 (臨時販売場を設置する事業者) の 識 別 符 号			
輸出物品販売場 の 所 在 地		(〒 -) (電話番号 - -)	
輸出物品販売場 の 名 称			
変 更 内 容	変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 1 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 2 購入記録情報の提供方法 (届出者が自ら提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 3 購入記録情報の提供方法 (承認送信事業者が提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 4 承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称等 <input type="checkbox"/> 5 その他 ()	
	変 更 日	平成 年 月 日	
の 変 更 内 容	上 記 1 の 変 更	(フリガナ) 変 更 前 (80文字以内) @	
	変 更 後	(フリガナ) @	
	上 記 2 か ら 5 の 変 更	変 更 前	
	変 更 後		
	電子証明書の失効・発行	<input type="checkbox"/> 発行を受けた電子証明書を失効させる <input type="checkbox"/> 新たに電子証明書の発行を受ける <input type="checkbox"/> 電子証明書の失効、発行のいずれも必要ない	
参 考 事 項	(フリガナ) 電 子 メ ー ル ア ド レ ス (80文字以内)	@	※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
税 理 士 署 印		(電話番号 - -)	印
整理番号	部門番号	番号確認	
届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
		台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 前

第2号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書

平成 年 月 日		(フリガナ) 届 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	
出 者		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
税務署長殿		法 人 番 号	
下記のとおり、既に提出した輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行規則第6条の2第3項の規定により届出します。			
輸出物品販売場 (事前承認港湾施設) の 識 別 符 号			
輸出物品販売場 の 所 在 地		(〒 -) (電話番号 - -)	
輸出物品販売場 の 名 称			
変 更 内 容	変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 1 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 2 購入記録情報の提供方法 (届出者が自ら提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 3 購入記録情報の提供方法 (承認送信事業者が提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 4 承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称等 <input type="checkbox"/> 5 その他 ()	
	変 更 日	平成 年 月 日	
の 変 更 内 容	上 記 1 の 変 更	(フリガナ) 変 更 前 (80文字以内) @	
	変 更 後	(フリガナ) @	
	上 記 2 か ら 5 の 変 更	変 更 前	
	変 更 後		
	電子証明書の失効・発行	<input type="checkbox"/> 発行を受けた電子証明書を失効させる <input type="checkbox"/> 新たに電子証明書の発行を受ける <input type="checkbox"/> 電子証明書の失効、発行のいずれも必要ない	
参 考 事 項	(フリガナ) 電 子 メ ー ル ア ド レ ス (80文字以内)	@	※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
税 理 士 署 印		(電話番号 - -)	印
整理番号	部門番号	番号確認	
届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
		台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

第6号様式

臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	申 請 者	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	
	法 人 番 号		
	下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けたいので、申請します。		
許 可 を 受 け て い る 販 売 場 の 区 分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 及び 手続委託型輸出品販売場		
※以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出品販売場について記載してください。			
許 可 を 受 け て い る 販 売 場 の 識 別 符 号	(〒 -) (電話番号 - -)		
許 可 を 受 け て い る 販 売 場 の 所 在 地			
許 可 を 受 け て い る 販 売 場 の 名 称	所轄 税務 署名	税務署	
輸 出 物 品 販 売 場 の 許 可 を 受 け た 年 月 日	平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)

改 正 後

改 正 前

(廃止)

第6号様式

事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書

平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)	(〒 -)
		納 税 地	(電話番号 - -)
	(フリガナ)		
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
税務署長殿	法 人 番 号		

下記のとおり、事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第8項の規定により届出します。

設置しようとする臨時販売場の所在地	
臨時販売場を設置しようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
事前承認港湾施設の識別符号	
事前承認港湾施設の所在地	(〒 -)
事前承認港湾施設の名称	
事前承認港湾施設の承認を受けた年月日	平成 年 月 日
参 考 事 項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 臨時販売場の付近見取図 <input type="checkbox"/> 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類 (港湾施設使用許可書の写しなど) <input type="checkbox"/> その他 ()
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

(廃止)

第7号様式

事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書

平成 年 月 日		(フリガナ) 届納税地 (〒 -) (電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印	
		法人番号	
下記のとおり、既に提出した事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の5第5項の規定により届出します。			
事前承認港湾施設の識別符号			
事前承認港湾施設の所在地	(〒 -)		
事前承認港湾施設の名 称			
事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書提出年月日	平成 年 月 日		
変更の内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 臨時販売場の設置場所の所在地 <input type="checkbox"/> 臨時販売場の設置期間 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	変更前		
	変更後		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)	
整理番号	部門番号	番号確認	
届出年月日 年 月 日	入力処理	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、提出した「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

第8号様式

臨時販売場変更届出書

(新設)

平成 年 月 日 届 出 者 税務署長殿	(フリガナ)	(〒 -)
	納税地	(電話番号 - -)
	(フリガナ)	
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
	法人番号	

下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の4第5項の規定により届出します。

臨時販売場を 設置する 事業者の 識別符号	
変更に 係る 臨時 販売 場の 変更 事項	臨時販売場の 所在地 臨時販売場の 名称 臨時販売場の 設置期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで 臨時販売場の 設置届出書提出年月日 平成 年 月 日
変更 の 内 容	変更年月日 平成 年 月 日 変更事項 <input type="checkbox"/> 1 臨時販売場を設置する期間 <input type="checkbox"/> 2 免税販売手続の区分、設置する臨時販売場の名称 <input type="checkbox"/> 3 その他 () 変更前 変更後
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

常 務 税 務 署 長 印 届出年月日	整理番号	部門番号	番号確認	
	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

注意 1. この届出書は、提出した「臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の
所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第9号様式

輸出物品販売場廃止届出書

(フリガナ)			
平成 年 月 日	届納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
税務署長殿	法人番号		

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。

廃止 する 販売 場	販売場の識別符号		
	販売場の所在地		
	販売場の名称		
	許可の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場	
	許可を受けた年月日	平成 年 月 日	
	廃止年月日	平成 年 月 日	

参考事項

税理士署名押印 (電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、許可を受けた輸出品販売場について法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第8号様式

輸出物品販売場廃止届出書

(フリガナ)			
平成 年 月 日	届納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
税務署長殿	法人番号		

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。

廃止 する 販売 場	販売場の識別符号		
	販売場の所在地		
	販売場の名称		
	許可の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場	
	許可を受けた年月日	平成 年 月 日	
	廃止年月日	平成 年 月 日	

参考事項

税理士署名押印 (電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、許可を受けた輸出品販売場について法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第10号様式

承認送信事業者不適用届出書

平成 年 月 日 取受印		(フリガナ) (〒 -) 納 税 地 (電話番号 - -)	
届 出 者 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印		(フリガナ) (〒 -) 納 税 地 (電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿 法 人 番 号		_____ 税務署長殿 法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第9項の規定により届出します。			
承認送信事業者 の 識 別 符 号		_____	
承認送信事業者 の承認を受けた年月日		平成 年 月 日	
購入記録情報の提供 をやめようとする日		平成 年 月 日	
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印 (電話番号 - -)	
※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認
	届出年月日	年 月 日	入力処理
		年 月 日	台帳整理
		年 月 日	

注意 1. この届出書は、消費税法施行令第18条の4第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第9号様式

承認送信事業者不適用届出書

平成 年 月 日 取受印		(フリガナ) (〒 -) 納 税 地 (電話番号 - -)	
届 出 者 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印		(フリガナ) (〒 -) 納 税 地 (電話番号 - -)	
_____ 税務署長殿 法 人 番 号		_____ 税務署長殿 法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第9項の規定により届出します。			
承認送信事業者 の 識 別 符 号		_____	
承認送信事業者 の承認を受けた年月日		平成 年 月 日	
購入記録情報の提供 をやめようとする日		平成 年 月 日	
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印 (電話番号 - -)	
※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認
	届出年月日	年 月 日	入力処理
		年 月 日	台帳整理
		年 月 日	

注意 1. この届出書は、消費税法施行令第18条の4第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

改 正 前

(廃止)

第10号様式

事前承認港湾施設不適用届出書

平成 年 月 日	届 納 税 地	(フリガナ)	
		(〒 -)	
	出 者	(フリガナ)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
_____ 税務署長殿	法 人 番 号		
下記のとおり、承認を受けた事前承認港湾施設について、消費税法第8条第8項の規定の適用を受けることをやめたいので、消費税法施行令第18条の5第7項の規定により届出します。			
事前承認港湾施設の識別符号			
事前承認港湾施設の所在地			
事前承認港湾施設の名称			
承認年月日	平成 年 月 日		
適用を受けることをやめようとする日	平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、承認を受けた事前承認港湾施設について、消費税法第8条第8項の規定の適用を受けることをやめようとするときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第11号様式

臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書

平成 年 月 日 届出者 _____ 税務署長殿		(フリガナ)		
		納税地	(千 -)	
		(フリガナ)		
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
		法人番号		
下記のとおり、消費税法施行令第18条の5第6項の規定により届出します。				
臨時販売場を設置する 事業者の識別符号				
臨時販売場を設置する 事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日			
適用を受けること をやめようとする日	平成 年 月 日			
参 考 事 項				
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)			

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この届出書は、消費税法第8条第8項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の
所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)